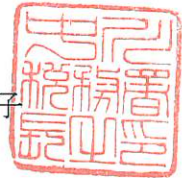


中 川 酒 2  
令和3年1月19日

名古屋市港区小碓四丁目340番地  
株式会社ブライト  
代表取締役 尾崎 浩一郎 殿

中川税務署長 猿渡 利子



## 酒類販売業免許の条件緩和通知書

令和2年12月8日付で申出のあった名古屋市港区小碓四丁目340番の酒類販売業免許の条件緩和については、これを認めることとし、平成30年7月31日付で通知した酒類販売業免許に付けた条件を令和3年1月19日付で下記のとおり改めましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

### 記

酒類の販売方法は、次に限る。

- 1 自己が輸出する清酒、単式蒸留焼酎、みりん、ビール、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、ブランデー、発泡酒、スピリッツ及びリキュールの卸売に限る。
- 2 通信販売を除く小売に限る。